

豊橋市産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく不利益処分（以下「行政処分」という。）を行うに当たっての基準等を定めることより、産業廃棄物の不適正処理に係る行政処分の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 事業者 産業廃棄物の排出者又は国外から廃棄物を輸入した者をいう。
- (2) 事業 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業をいう。
- (3) 処理業者 事業に係る豊橋市長の許可を受けた者をいう。
- (4) 認定業者 環境大臣から産業廃棄物の無害化処理の認定を受けた者（法第15条の4の4）をいう。
- (5) 設置者 処理施設を設置している者をいう。
- (6) 処理施設 豊橋市長の許可を受けた産業廃棄物処理施設をいう。
- (7) 処理基準 産業廃棄物処理基準（法第12条第1項）又は特別管理産業廃棄物処理基準（法第12条の2第1項）をいう。
- (8) 保管基準 産業廃棄物保管基準（法第12条第2項）又は特別管理産業廃棄物保管基準（法第12条の2第2項）をいう。
- (9) 委託基準 事業者の産業廃棄物委託基準（法第12条第6項）又は特別管理産業廃棄物委託基準（法第12条の2第6項）をいう。
- (10) 再委託基準 処理業者の産業廃棄物再委託基準（法第14条第16項）又は特別管理産業廃棄物再委託基準（第14条の4第16項）をいう。
- (11) 産業廃棄物管理票に係る命令 事業者、運搬受託者又は処分受託者に対して、法第12条の6第1項に定める勧告に係る措置をとるべきことを命令すること（法第12条

の6第3項)をいう。

(12) 事業の停止命令 処理業者に対して期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令すること(法第14条の3、第14条の6)をいう。

(13) 事業の許可の取消し 処理業者の許可を取り消すこと(法第14条の3の2、第14条の6)をいう。

(14) 処理施設の改善命令 設置者に対して期限を定めて必要な改善を命令すること(法第15条の2の7)をいう。

(15) 処理施設の使用停止命令 設置者に対して期限を定めて処理施設の使用の停止を命令すること(法第15条の2の7)をいう。

(16) 処理施設の許可の取消し 処理施設の設置許可を取り消すこと(法第15条の3)をいう。

(17) 土地の形質変更の計画変更命令 法第15条の17に基づく指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者に対し、土地の形質の施行方法に関する計画の変更を命令すること(法第15条の19第4項)をいう。

(18) 改善命令 処理業者又は認定業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命令すること(法第19条の3)をいう。

(19) 措置命令 処理基準に適合しない処分を行った者等に対し、期限を定めて支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命令すること(法第19条の5、第19条の6)をいう。

(20) 土地の形質変更に関する措置命令 法第15条の17に基づく指定区域内において法第15条の19に規定する環境省令に定める基準に適合しない土地の形質の変更をした者に対し、期限を定めて支障の除去等の措置を講ずべきことを命令する(法第19条の10第1項)をいう。

(21) 違反行為 法又は法に基づく処分に違反する行為をいう。

(22) 都道府県等 都道府県及び法で規定する政令で定める市(指定都市等)をいう。

(行政処分の種類)

第3条 この要綱において行政処分とは、次に掲げるものとする。

(1) 法第12条の6第3項に規定する産業廃棄物管理票に係る命令

- (2) 法第14条の3又は法第14条の6に規定する事業の全部又は一部の停止命令
 - (3) 法第14条の3の2又は法第14条の6に規定する事業の許可の取消し
 - (4) 法第15条の2の7に規定する処理施設の改善命令又は使用停止命令
 - (5) 法第15条の3に規定する処理施設の許可の取消し
 - (6) 法第15条の19第4項に規定する土地の形質変更の計画変更命令
 - (7) 法第19条の3に規定する改善命令
 - (8) 法第19条の5又は第19条の6に規定する措置命令
 - (9) 法第19条の10第1項に規定する土地の形質変更に関する措置命令
- (行政処分の基準)

第4条 事業者、処理業者、認定業者又は処理施設に係る行政処分の基準は別表のとおりとする。

(瑕疵による許可の取消し)

第5条 法に基づく欠格要件に該当する申請者に対して瑕疵による許可が行われたことが、事後的に、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書などにより明らかになった場合は、当該許可を職権により取り消すものとする。

(処分の加重軽減)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める処分内容に加重して処分することができる。

- (1) 過去に法又は法に基づく行政処分に違反して刑事処分又は行政処分を受けたことがある者
- (2) 大量の廃棄物の処理に係る違反行為を行った者
- (3) 特別管理産業廃棄物の処理に係る違反行為を行った者
- (4) 生活環境の保全上支障を生じさせた者
- (5) その他加重するに足りる相当の理由があると認められる者

2 次の各号すべてに該当する事項を斟酌して、別表に定める処分内容を軽減して処分することができる。

- (1) 違反行為後、速やかに自ら適切な改善措置を講じたとき。
- (2) 改悛の情が著しいとき。

(3) 生活環境の保全上支障を生じさせなかったとき。

(手 続)

第 7 条 行政処分の手続きは、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）、行政処分の指針（平成 1 7 年 8 月 1 2 日環廃産発第 0 5 0 8 1 2 0 0 3 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、豊橋市行政手続条例（平成 9 年豊橋市条例第 1 号）及び豊橋市聴聞手続規則（平成 6 年豊橋市規則第 5 5 号）に定める手順により行うものとする。

(公 表)

第 8 条 行政処分を行ったときは、被処分者名、処分の内容、処分理由、根拠条文等を公表するものとする。

(関係都道府県等との協議)

第 9 条 行政処分を受ける者が他の都道府県等から許可を受けている場合には、必要に応じて、関係する都道府県等と処分内容及び時期について協議するものとする。

(関係機関への通知)

第 1 0 条 事業の停止命令、事業の許可の取消し、処理施設の使用停止命令、処理施設の許可の取消し又は瑕疵による許可の取消しをしたときは、その事実を環境省及び都道府県等に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。